

集団的自衛権・覚書き

— 改憲論争を超えて —

岩 浅 昌 幸*
進 藤 榮 一**

1. はじめに — 問題の所在

改憲が、いま具体的な政治日程に上がり始めている。その考え方は概して以下のようなものだ。戦後60年——。敗戦の翌年、1946年11月に公布された私たちの憲法も、人間の寿命でいえば還暦を迎えたことになる。1889年に公布された明治憲法（大日本帝国憲法）は、ほぼ60年で日本国憲法として改正されたが、その日本国憲法、いわば昭和憲法も、新しい時代の要請に応じて、改正の時期を迎えている。環境権やプライバシー権の規定もなく、外国人の人権やジェンダーに関する規定もない。だから、新しい21世紀にふさわしい憲法を制定すべきだ、という。

しかも、改憲の必要を説く主張の根底には、憲法9条に規定された「不戦条項」をめぐる時代の変化がある。すでに世界経済の中心的な担い手となった日本は、特に冷戦終結以後、国際秩序の維持と安定のために、経済力にふさわしい応分の役割を分担すべき時が来ているのであって、その点からいえば、戦力不保持と交戦禁止を規定した憲法9条は、もはや時代遅れになっている、という。

加えて2001年の9・11以後、同盟国アメリカが、国外だけでなく本土でもまた潜在的敵国やテロリストたちに攻撃され始め、合衆国の安全の危

機は極大化している。そして今日、危機は、北朝鮮やイランなどの「ならず者国家」が手にするミサイルや核兵器によって増幅しつつづけている。

であるなら、同盟国アメリカが「ならず者国家」やテロリストに襲われた時、日本が、日米同盟の維持と強化のために、対米支援に——それも経済的人道的支援だけでなく軍事的支援にも——乗り出すことができるように、憲法第9条を変えるべきだ……。もっぱら国の自衛としての「個別的自衛権」行使のために、自衛隊を位置づけるばかりでなく、同盟国の防衛をも勧める「集団的自衛権」行使のために、自衛隊を位置づけ直すべきだ……。 「専守防衛」から「集団自衛」への転換である。そのためにこそ今、日本国憲法が改正されなくてはならない、というのである。

こうして集団的自衛権問題が、改憲論の中心的課題として登場してくる。いったい、これら改憲論を私たちはどう考えるべきなのか。以下、集団的自衛権を中心に、改憲論のありようを考察してみたい。考察は、当然のことながら、国際秩序と日本外交のありようまで及ぶはずだ。

2. 集団自衛権とは何か

(1) 個別的自衛権から集団的自衛権へ

集団的自衛権をめぐる憲法論争を、国際安全保障の歴史と理論の中でとらえ直した時、次のような基本的事実を確認することから始めなくてはならない。

* 成蹊大学 非常勤講師 法政策学、憲法

** 江戸川大学 経営社会科学科教授 政治経済論

キーワード：集団的自衛権、改憲論、安全保障論

第一に、個別自衛権は、本来、人間が、実定法成立以前に持つ、いわば自然法上の権利であるのに対して、集团的自衛権は、法律や（国際社会にあっては）条約などの制定を待ってはじめて認められる権利であること。

ひとりの人間であれ、国家であれ、第三者から襲われたときに、自己の防衛のために他者の攻撃に対してそれを排除し、第三者を攻撃（もしくは殺害）することもまた、許容される。

刑法でいう「違法性阻却事由」である。

それが、自衛の権利としての「個別自衛権」の意味だ。その意味でそれは、法や条約の制定以前から、人間や国家が本来的に持つ固有の権利なのである。

それに対して集团的自衛権とは、人間であれ国家であれ、第三者からの攻撃が他者に対する時でもなお、攻撃の危害が自己（もしくは自国）に及ぶ恐れがあるとして、自己への攻撃と同じものとみなし、第三者に反撃を加える権利をいう。

しかし後者の場合、実定法成立以前から認められていた「自然法上の権利」とは、かならずしもいえない。少なくとも第三者からの攻撃の危害が、自己（または自国）に及ぶ「急迫、真性の」危険があることが、第三者への反撃（個人の場合、第三者の殺害を含む）が容認され、したがって反撃に伴う「違法性が阻却される」ための条件である。

たとえていえば、こうである。すなわち「襲われた友人を助けるために相手を殺害した時に」その殺害行為が殺人罪としての「違法性を阻却」され、殺人罪を免れるには、場所的近接性を含む幾重もの条件が必要だということである。

(2) 集团的自衛権と国際社会

しかも、国内社会における個人の場合と違って、国際社会における国家の場合、他者への攻撃が自国に及ぶ「急迫、真性の危険」があることをどう認定するのか、いちじるしい困難が伴う。戦時下における近隣同盟国への攻撃の場合は別にして、平時にあって、第三者からの同盟国への攻撃の危険が、どこまで「急迫、真性の危険」であるかを認定することは容易でない。とりわけ同盟国が、

地理的に自国から離れた国の場合（たとえば、日米関係のような場合）、まず不可能といわざるをえない。

ましていわんや、1970年代以後、相互依存関係が深化し、90年代以後、冷戦が終結し地球一体化が進展し続ける今日、第三国（たとえば北朝鮮）から同盟国（たとえばアメリカ）への攻撃（たとえばミサイル発射）が、自国（たとえば日本）に対する「急迫、真性の危険」をつくると断定することは、不可能といわざるをえまい。

とりわけ国際社会にあって、個別自衛権と違い集団自衛権が、法制定以前に認められた「自然法上の権利」でなく、法や条約によってはじめて認められる権利であるとされる所以である。

それではなぜ、日本国憲法の改正論議の中で、集团的自衛権を憲法上認めるべきであるという主張が出されているのか。そしてその主張を、私たちはどう理解すべきなのか。

今日、私たち日本をめぐる国際法体系の中で、集团的自衛権は、日本に課せられた二つの条約上の義務として演繹されるものであることを、まず知らなくてはならない。第一に、日米安全保障条約上の義務として、第二に、国連憲章の義務として、である。

(3) 安保条約前文と「双務性」

まず日米安全保障条約、いわゆる日米安保について。

通常、条約や法律の基本哲学は、その前文に書き込まれるのであるが、安保条約の場合も同様だ。その前文の中だ、旧安保条約（1951年9月に調印された日米安保条約）も現行安保条約（1960年1月調印の現日米安保条約）もともに「集团的自衛の固有の権利」を持つことを高らかに謳っている。

旧安保の場合；「……平和条約は、日本国が主権国家として集团的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集团的自衛の固有の権利を有することを承認している。……」。

現行条約の場合；「日本国及びアメリカ合衆国

は、……両国が国際連合憲章に定める個別的又は集团的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、……」。

いずれも、「国際連合憲章の定める」ところに従って「集团的自衛の固有の権利」を持つことを謳っているのである。その意味で、安保条約上の集团的自衛権は、旧安保にせよ、現行安保にせよ、国連憲章から来るといふ、法理論構成をとっている。

その場合、国連憲章上の規定とは、のちに詳述するように、憲章 51 条をいうのだが、とまれ日本に関する限り、集团的自衛権は、つまるところ国連憲章上の規定に由来していることに気付く。

とはいえ、旧安保と現行安保との間には、次のような基本的違いがあることに、ここで触れておかななくてはならない。つめていえば、その違いは、日本の政治的安定と経済的発展の現状を踏まえて、旧安保のいわゆる「片務性」を「双務性」に転換させたことにある。その転換の中で、個別自衛権から集团的自衛権への自衛権拡大の志向性が垣間見えている。

換言すれば、下記のような転換の中で、集团的自衛権設定の動きが、早くも、1961 年、日米安保改定当時から、胎動していたのである。

① 内乱条項の削除。

旧安保は第一条で、在日駐留米軍が、単に日本国への攻撃に対処する直接侵略のためばかりでなく、日本国内の内乱に対処する間接侵略のためでもありと規定していたのに、現行安保は、この内乱条項を削除した。

② 経済協力条項の新設

現行安保は、その第二条で、両国間の経済的協力の推進を、安保条約の目的として加えている。旧安保にない条項である。

③ 軍事相互協力条項の新設。

現行安保は、第三条で、両国間の安全保障上の相互協力を謳い、日本軍事力の「維持、発展」を約束しながら、第五条で、在日米軍基地に関する相互軍事防衛協力を明記していた。

④ 極東条項の新設。

現行安保は、第六条で、日本の安全ばかりでなく、極東の安全維持のために、米軍が、日本国内の基地施設を利用する権利を持つことが認められている。

総じて、いずれの安保条約も、一方で条約の法的根拠を、地域的安全保障取極めを定めた国連憲章第 51 条に求めながら、他方で条約が日本国憲法の制約下に置かれることが明記され確認されていた。

それではいったい、国連憲章 51 条とは何であったのか。それを私たちはどう位置づけるべきなのか。

3. 国連憲章 51 条の起源と意味

(1) 憲章 51 条

すでに述べたところから明らかなように、本来「自然法」上の権利でない集団自衛権が、なぜ国連憲章 51 条に書き込まれるにいたったのだろうか。ちなみに、憲章 51 条は次のように記す。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的又は集团的自衛の固有の権利を害するものではない。(後略)」。

いったい、なぜこの 51 条で、集团的自衛権の規定が挿入されたのだろうか。

元々、集团的自衛権は、同じように「集団」の形容詞をつけながらも、国連の本来志向した普遍的で地球大の「集団安全保障システム」とは、原理的に背馳し合うものであった。というのも、前者に見る集团的自衛は、19 世紀世界で列強が慣れ親しんできた軍事力が外交による同盟システムへの回帰を意味し、それゆえにそれは、国連システムの原理と背馳せざるをえないものを内包していたのである。

(2) 集団安全保障体制としての国連システム

元々、国連システムは、次の三つの原理からな

りたっている。

第一に、二国間にせよ多国間にせよ、軍事同盟に依拠せず、潜在的な敵をも包摂して、侵略行為への集团的制裁を企図した、いわゆる集团的安全保障の原理。第二に、主権国家の軍事力を相互に削減管理し、国際機構による「軍事力の国際化」をはかる軍縮軍備管理の原理。第三に、途上国世界との共生を志向し、社会経済協力によってその地位の向上をはかる、脱植民地主義の原理。

しかし、集团的自衛権は、これら三つの原理とことごとく背馳し合うものを持っていたのである。にもかかわらず、なぜ憲章 51 条にその権利が書き込まれたのか。

(3) 米州機構とアラブ連盟

国連の憲章原案が討議され、起草されたのは、第二次大戦終了の前年、1944 年秋のダンバートン・オークス会議においてである。それを受けて、45 年 4 月末から始まるサンフランシスコ会議で、憲章規約が最終決定を見るのだが、その決定過程で、従来までの原案になかった集团的自衛権が、51 条として挿入される。

挿入の契機は、その 2 カ月前の 45 年 2 月下旬に、メキシコ・シティーで開催され合意された、チャペルテペック条約にある。米州大陸 19 カ国の代表が、同市のチャペルテペック城に参集し、アメリカ合衆国との、安全保障上の一体化を推進する米州機構 (OAC) を創設し、併せて米大陸に欧州諸国は介入すべきでないという「モンロー主義」を確認しあったのである。

当時、「ファシスト運動の避難所であり本部である」と、かつて米国国務長官ハルが非難した反ソ的な独裁国家アルゼンチンを、アメリカは、共和党のダレスの主導下に、サンフランシスコ会議で、国連の原加盟国として認める動議を提案し、採択させていた。

ルーズベルトの急死以後、ルーズベルト外交からトルーマン外交への転換の中で、米ソ冷戦が進行し始めていたのである。

当時、アルゼンチンを含む米州諸国の大部分は、国内に膨大な貧困層を抱え、強権的な独裁体制に

よってかろうじて安定を保持していた。米州機構の創設は、一方でそれら強権体制下のラテンアメリカ諸国に対して「下からの反乱」を抑止する、いわば上からの「地域安全保障」体制の構築を意味した。他方で、西半球における親米「表決ブロック」の形成を意味した。戦後ラテンアメリカ世界における覇権体制確立の試みが、OAC の隠された機能であり狙いでもあったのである。

しかも 45 年 3 月には、中東で大英帝国が、英国を盟主とする「アラブ連盟」を成立させていた。戦後中東世界における石油利権の確保に向けた、英国覇権体制の確立である。

それら二つの地域覇権体制が機能するためには、二つのことが要請された。

第一に、米州大陸であれ中東アラブ地域であれ、紛争が勃発した時に、(本来、国連憲章が想定していた) 国連安全保障理事会による軍事行動が、たとえ大国の拒否権によって発動されなくとも、米国や英国によって発動できる仕組みがあること。

第二に、そのためには、それら大国による地域的取極めに基づく軍事行動が、「戦争の違法化」を定めた国際法上も違法とされないように、憲章上の規定が置かれること。

かくして、これら二重の要請下に、国連システムから背馳した「集团的自衛権」の規定が、いわば例外規定として、憲章内に組み入れられたのである。憲章第 7 章の最後に挿入された 51 条の歴史的起源である。

4. むすびにかえて

かくて集团的自衛権が、国連加盟国の「固有の権利」として公認されたのである。冷戦進行下で、それは、NATO や日米安保、旧 WTO や東南アジア条約機構 (SEATO) などの同盟条約に組み込まれ、軍事同盟システムの輪は、地球大に張り巡らされることになった。そのため、地域的な集団安全保障体制と呼称されるに至る同盟システムが、本来の集団安全保障システムとしての国際連合と、原理的にぶつかりながら、前者が、後者の空洞化を促し続けた。

日本は、安保条約前文で「集团的自衛の固有の権利」を謳いながらも、第3章で「憲法上の規定に従うこと」を条件とし、それゆえ政府は、集团的自衛権の行使を否認して、「専守防衛」に徹することを確認し、軍事同盟化と軍事大国化の道に歯止めをかけてきた。

しかしいま、アメリカ、ブッシュ政権の新保守主義の外交思潮に寄り添うがように、「専守防衛」に代えて「先制攻撃」の必要が、大手マスコミ新聞で説かれ、9条改憲による「戦える軍隊」としての自衛隊の道が、敷かれ始めているようだ。

それが、防衛庁の防衛省への昇格の、歴史的な意味ではなかったらうか。

参考文献

- 進藤栄一『現代国際関係学』有斐閣、2001年。
同『戦後の原像』岩波書店、1999年。
同『現代アメリカ外交序説』創文社、1974年。
前田哲男『岩波小事典・現代の戦争』2002年。
浅井基文『集団自衛権と日本国憲法』集英社、2001年。
佐瀬昌盛『集团的自衛権』PHP出版、2001年。
田畑茂二郎『国際法』有信堂、1978年。
最上敏樹『国際連合』東大出版会、2002年。
岩浅昌幸「日本国憲法」松崎巖監修『国際教育事典』アルク、1991年